

第3章 焦点となった法案・課題への対応

科学と事実に基づくビヨンド・コロナへ

1 新型コロナウイルス対策

先手先手で事態の変化に即した要請を実施

立憲民主党は2021年の204回通常国会閉会後も新型コロナウイルス対策本部を開催し、関係府省等からのヒアリングを行った。そして、五輪関係者の水際対策の徹底、医療ひっ迫に備えた病床の確保、中等症患者の入院原則の堅持、妊婦のワクチン接種の実施、感染した妊婦の出産病床の整備、自宅死を防ぐための医療提供体制の大幅強化、学校での感染防止、抗体カクテル療法の自宅使用の促進、在宅医療の拡充、追加支援策の実施、診療報酬等の上乗せ特例の延長、オミクロン株への対策の徹底・強化、「病床確保等本部」の設置、濃厚接触者の待機期間短縮に向けた科学的検討および検査体制の抜本拡充をはじめ、先手先手で事態の変化に即した要請を行った。

2022年3月3日には「『新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5類に変更すべき』との意見に対する考え方」を取りまとめた。

政府・与野党連絡協議会で積極的に提案

新型コロナウイルスの感染者が全国で増えてきたことを受け、新型コロナウイルス対策政府・与野党連絡協議会の定例化を立憲民主党が強く求め、2022年1月27日、政府・与野党連絡協議会が再スタートした。立憲民主党は、新型コロナウイルス対策等に関する要望事項を毎回文書で提出し協議をリードした。

高齢者等のワクチン接種(3回目)の完了、緊急事態宣言の発出を含めた人流抑制策の検討、みなし陽性のような運用を回避するための検査体制の充実、自宅療養者へのケアや入院体制の充実等、分析とファクトに基づいた対策の実施、3月末期限切れの支援措置の延長、在外邦人の3回目のワクチンの空港接種、アストラゼネカ社ワクチンの3回目接種、大型連休中の感染防止

の呼び掛け、4回目接種の考え方の整理、マスク着脱の考え方の整理、第7波への対応、医療従事者等への4回目接種の拡大、後遺症対策などを求め、実現を促した。

科学と事実に基づくビヨンド・コロナへ

岸田首相は、先手先手といいながら感染症法改正案の提出を先送りするとともに、オミクロン株の急速な感染拡大が見込まれる中、水際対策を緩和した。また、解散前に補正予算を組むべきであったのに、党利党略で時間を空費した。「医療難民ゼロ」も達成できなかった。

2回目接種から8カ月経過後のワクチン3回目の追加接種が2021年12月に始まった。もっと早く追加接種の方針を打ち出していれば、第6波の悲劇を防ぐことができたはずである。

政府が進めてきた「withコロナ」(社会経済と感染対策の両立)では、政治の都合による対策の歪み、ワクチン接種の遅れ、医療提供体制の不十分さ等により、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期化し、国民生活や経済に深刻な影響を与え、医療逼迫や自宅死増を招いた。

政府の新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議の検証作業は、極めて不十分なものに終わった。新型コロナ対策を専門的見地から客観的に検証するための「コロナ対策調査委員会」の国会設置を求めていく。

立憲民主党は、これまでの新型コロナ対策を検証し、①水際対策の徹底と検査体制の拡充、②国の司令塔機能の整備、③「コロナかかりつけ医」制度の導入、④国産治療薬・ワクチン開発の推進、⑤収入が減った事業者や生活困窮者等への十分な経済的支援の実施等を行い、科学と事実に基づくコロナ対策(ビヨンド・コロナ)を推進する。